行田市介護事業所物価高騰対策緊急支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響が長期化する中、コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響を受けている介護事業所の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、予算の範囲内において介護事業所に対し、行田市介護事業所物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　支援金の交付の対象となる者は、申請日時点において、市内に所在する別表に規定する事業所を有する事業者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

⑴　指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の空床を利用してサービスを提供する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所

⑵　行田市医療機関、薬局等物価高騰対策緊急支援金交付要綱（令和４年告示第２３７号）において支援金の交付の対象の医療機関等である居宅療養管理指導事業所

⑶　行田市中小企業等物価高騰対策緊急支援金交付要綱（令和４年告示第２３２号）による支援金の交付を申請している者

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号の暴力団又は同条第６号の暴力団員が経営に関与している者

（支援金の額等）

第３条　支援金の額は、別表のとおりとし、それぞれの事業所種別ごとに事業所の数を乗じて得た額の合計額とする。

２　支援金の交付は、１事業者につき１回限りとする。

（交付申請等）

第４条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行田市介護事業所物価高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和４年１０月３１日までに市長に提出するものとする。

⑴　支援金の振込先が分かる金融機関の口座の通帳等の写し

⑵　その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第５条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、行田市介護事業所物価高騰対策緊急支援金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

（交付の取消し）

第６条　市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

（返還）

第７条　市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金の交付を受けた者があるときは、当該支援金を返還させるものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付した支援金に係る第６条及び第７条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第２条、第３条関係）

№.	事業所種別	区分	支援金額
1	訪問介護事業所	訪問系	1事業所当たり 50,000円
2	訪問型サービス事業所 （介護予防・日常生活支援総合事業）		
3	訪問入浴介護事業所		
4	訪問リハビリテーション事業所		
5	訪問看護事業所		
6	福祉用具貸与事業所		
7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
8	夜間対応型訪問介護事業所		
9	居宅介護支援事業所		
10	介護予防支援事業所 （介護予防ケアマネジメント）		
11	通所介護事業所	通所系	1事業所当たり 100,000円
12	地域密着型通所介護事業所		
13	通所型サービス事業所 （介護予防・日常生活支援総合事業）		
14	療養通所介護事業所		
15	認知症対応型通所介護事業所		
16	通所リハビリテーション事業所		
17	短期入所生活介護事業所	入所系	（定員39人以下） 1事業所当たり 150,000円 （定員40人以上） 1事業所当たり 200,000円
18	短期入所療養介護事業所		
19	介護老人福祉施設		
20	地域密着型介護老人福祉施設		
21	介護老人保健施設		
22	介護医療院		
23	介護療養型医療施設		
24	認知症対応型共同生活介護事業所		
25	軽費老人ホーム		
26	有料老人ホーム		
27	サービス付き高齢者向け住宅		
28	養護老人ホーム		
29	小規模多機能型居宅介護事業所		
30	看護小規模多機能型居宅介護事業所		

備考　「訪問介護事業所」及び「訪問型サービス事業所（介護予防・日常生活支援総合事業）」で指定を受けている場合は「訪問介護事業所」で、「通所介護事業所」及び「通所型サービス事業所（介護予防・日常生活支援総合事業）」で指定を受けている場合は「通所介護事業所」で、「地域密着型通所介護事業所」及び「通所型サービス事業所（介護予防・日常生活支援総合事業）」で指定を受けている場合は「地域密着型通所介護事業所」で、それぞれ支援金を交付するものとする。